

東区内のイベントに出店する食品事業者の皆様へ

注意!!

取り扱うことができる食品や調理工程に制限がありますので、概ね2週間前迄を目途に東保健所衛生課へ相談をお願いします。

～出店までの流れ～

1. 事前申請

イベント等で食品を取り扱う場合、仮設や臨時の営業許可が必要です。許可を取得していない事業者の皆様は、営業開始前までに東保健所衛生課の窓口で許可申請を行ってください。

	仮設営業	臨時営業
取扱品目	1 施設につき 1 品目	
営業場所	福岡市内一円	当該イベント限り
許可期限	6年	当該イベント限り
手数料	¥10,000	¥3,000

申請時に必要なものは以下のとおりです。

- ① 営業許可申請書
 - ② 函面
 - ③ 提供食品・調理工程を記載した書面
 - ④ 食品衛生責任者証明書類（調理師免許、食品衛生責任者養成講習会修了証 等）
 - ⑤ 施設一式（仮設営業の場合のみ申請時に必要）
 - ⑥ 手数料（納付いただいた手数料は還付できません）
- 窓口に様式を用意しています。
申請時に記載をお願いします。

2. 施設調査

施設調査で施設に不備がないことが確認できましたら、許可となります。
必要な施設については裏面を参照ください。

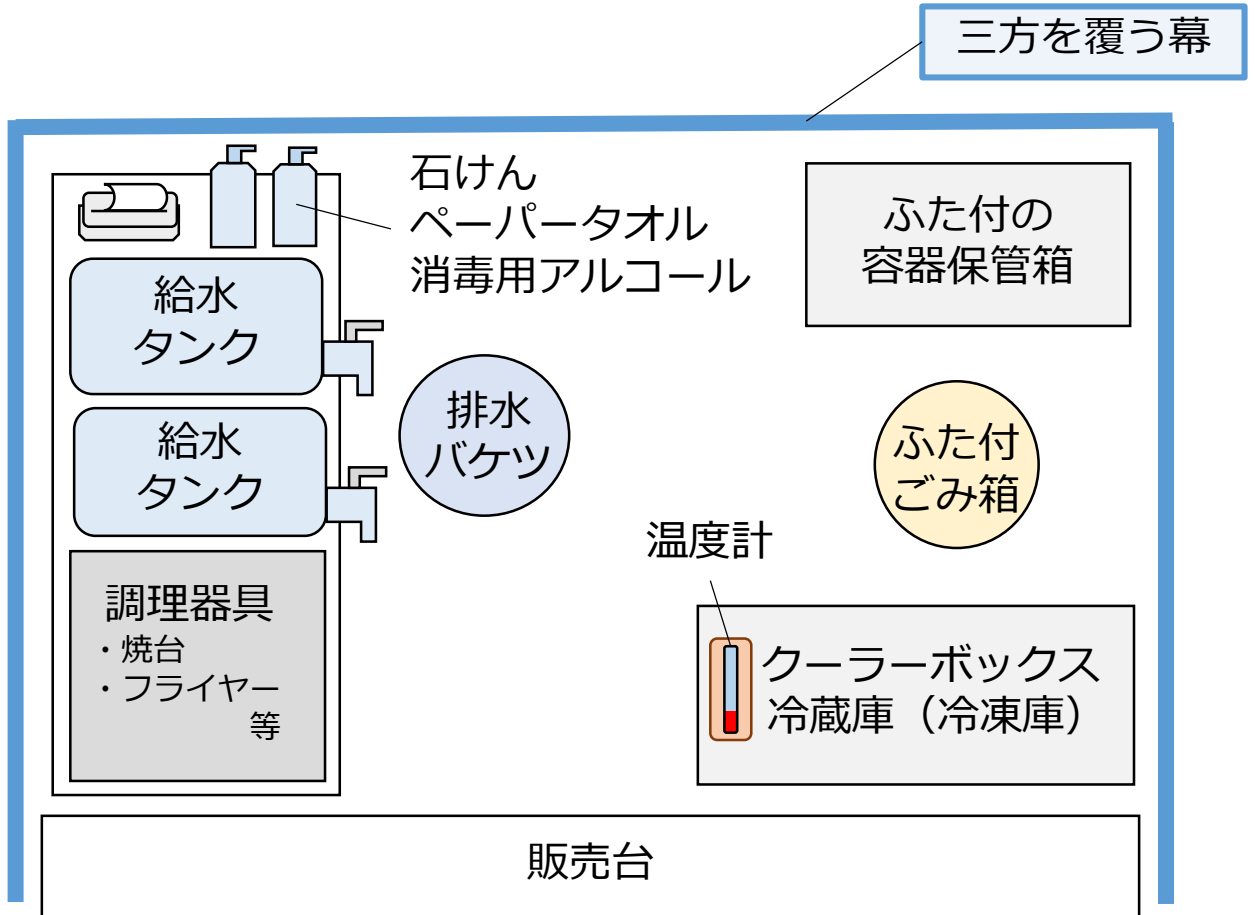
- ① 仮設営業の場合
事前申請時に施設の確認を行います。
保健所へ来所される際に施設一式をご持参ください。
- ② 臨時営業の場合
イベント会場で施設の確認を行います。

（裏面に続く）

～仮設・臨時の営業許可に必要な施設～

1品目につき、下記の施設が一式必要になります。

2品目扱う場合は下記の施設を2つ用意していただきます。



- 衛生的に作業できる広さ
- 風雨を防ぐことができる構造
- 器具及び容器包装の保管箱
- 流水式手洗い設備（ポリタンクにじゃ口をつけたもの等）
- 36リットル以上の水
- 石けん、ペーパータオル、消毒液
- 温度計を備えた冷蔵庫（冷凍庫）又はクーラーボックス
- ふた付ごみ箱

【問い合わせ先】 東区保健福祉センター 衛生課 食品係
TEL：092-645-1111